

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 競争入札に付する事項 | (1) 件名 定期健康診断等の部外委託 |
| | (2) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日 |
| | (3) 履行場所 航空自衛隊車力分屯基地及び契約相手方検査場 |
| 2 入札日時 | 令和8年6月30日 (火) 13時30分 |
| 3 入札場所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室) |
| 4 参加資格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。 (2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。 (3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。 (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保証金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入札の無効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契約の方法 | 単価契約 (総額決定) |
| 10 契約条項を示す場所 | 航空自衛隊三沢基地第 3 航空団会計隊事務室 航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の許可 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 その他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。 (2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。 (3) 入札への参加を希望する者は、入札日までに上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。 (4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。 TEL (0176) 53-4121 (内線: 3680) FAX (0176) 53-5464 担当: 松山 |

内訳書

| 項目 番号 | 品 名 | 規 格 | 単 位 | 予 定 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|----------|------------------------------|---------|-----|------------|-----|-----|-----|
| 1 | 一般検診(問診、 尿検査、身体計 測) | 仕様書のとおり | 人 | 290 | | | |
| 2 | 血圧 | 仕様書のとおり | 人 | 180 | | | |
| 3 | 心電図検査 | 仕様書のとおり | 人 | 180 | | | |
| 4 | 血液検査(血算、 生化学、肝機能) | 仕様書のとおり | 人 | 180 | | | |
| 5 | 血液検査(血液 型検査) | 仕様書のとおり | 人 | 30 | | | |
| 6 | 血液検査(ヘモグロビン A1c検査) | 仕様書のとおり | 人 | 10 | | | |
| 7 | 免疫学検査(HBs抗原/ CL、HBs抗体/CL) | 仕様書のとおり | 人 | 1 | | | |
| 8 | 性病検査 | 仕様書のとおり | 人 | 290 | | | |
| 9 | 結核検診 | 仕様書のとおり | 人 | 290 | | | |
| 10 | 大腸がん検診 | 仕様書のとおり | 人 | 100 | | | |
| 11 | 肺がん検診 | 仕様書のとおり | 人 | 10 | | | |
| 12 | 胃がん検診 | 仕様書のとおり | 人 | 50 | | | |
| | | 以下余白 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |

内訳書

| 項目 番号 | 品 名 | 規 格 | 単 位 | 予 定 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|----------|------------------------------|---------|-----|------------|-----|-----|-----|
| 1 | 一般検診(問診、 尿検査、身体計 測) | 仕様書のとおり | 人 | 290 | | | |
| 2 | 血圧 | 仕様書のとおり | 人 | 180 | | | |
| 3 | 心電図検査 | 仕様書のとおり | 人 | 180 | | | |
| 4 | 血液検査(血算、 生化学、肝機能) | 仕様書のとおり | 人 | 180 | | | |
| 5 | 血液検査(血液 型検査) | 仕様書のとおり | 人 | 30 | | | |
| 6 | 血液検査(ヘモグロビン A1c検査) | 仕様書のとおり | 人 | 10 | | | |
| 7 | 免疫学検査(HBs抗原/ CL、HBs抗体/CL) | 仕様書のとおり | 人 | 1 | | | |
| 8 | 性病検査 | 仕様書のとおり | 人 | 290 | | | |
| 9 | 結核検診 | 仕様書のとおり | 人 | 290 | | | |
| 10 | 大腸がん検診 | 仕様書のとおり | 人 | 100 | | | |
| 11 | 肺がん検診 | 仕様書のとおり | 人 | 10 | | | |
| 12 | 胃がん検診 | 仕様書のとおり | 人 | 50 | | | |
| | | 以下余白 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |

| 航空自衛隊仕様書 | | | | |
|------------------------|------------|--|----------------|----------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | | 役務仕様書 | |
| | 性質による分類 | | 個別仕様書 | |
| 品名 又は 件名 | 定期健康診断等の委託 | | 車分基LPS-M008021 | |
| | | | 承認 | 令和8年6月4日 |
| | | | 作成 | 令和8年6月4日 |
| | | | 改正 | 令和 年 月 日 |
| | | | 作成部隊名 | 第21高射隊 |

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊車力分屯基地の隊員に実施する定期健康診断等（以下“役務”という。）について適用する。

1.2 履行場所

航空自衛隊車力分屯基地及び契約相手方検査場

1.3 関係法令等

本仕様書は、関係法令等に準拠し履行するものとする。

- a) 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達（昭和60年航空自衛隊達第26号）
- b) 医師法（昭和23年法律第201号）
- c) 医療法（昭和23年法律第205号）
- d) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）
- e) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
- f) 医療法施行令（昭和28年政令第382号）
- g) 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）
- h) 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）
- i) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）
- j) 診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）
- k) 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）

2 役務内容

2.1 検査内容

別紙に示すものをいう。

3 役務に対する要求

- a) 本役務の実施日は契約相手方との調整によるものとする。
- b) 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は契約相手方が準備し、使用する。

| 件 名 | 定期健康診断の委託 |
|-----|-----------|
|-----|-----------|

- c) 本役務は契約相手方の検診車及び契約相手方検査場において実施する。
- d) 各種検査結果の判定は契約相手方の医師が行うものとする。
- e) 検査結果（契約相手方様式可）は個人用及び担当者集計用を作成し、心電図検査についても心電図表の写しと共に役務終了後3週間以内を基準に官側担当者へ送付する。
- f) 契約相手方は、役務実施毎の必要な人員を選定し、当日入門する車両情報とともに、実施日1週間前までに官側担当者に名簿として提出する。
- g) 厚生労働省が示す、“健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針”に準拠した精度管理を行っていること。

4 監督・検査

- a) 監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。
- b) 本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官と調整し実施するものとする。
- c) 本役務終了後、官側が指定する検査官が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。

5 その他の指示

- a) 契約相手方は、適宜の実施計画（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検査器材の搬入方法、検査及び測定の手順等を記載する。）を作成し、事前に官側に提出してその承認を受けること。
- b) 前項の実施計画を作成するにあたり必要な調整及び意思疎通を図るため、官側担当者と契約相手方による事前打ち合わせを行うこと。
- c) 契約相手方は役務履行に必要な人員を派遣し、受付、誘導、検査に不足が生じないように適正に配置すること。
- d) 役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
- e) 契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全管理に留意し、事故が起こらないよう十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督業務全般の責任を負うこと。
- f) 役務履行場所の設営は契約相手方が実施することとし、実施日は官側担当者と契約相手方担当者との調整による。
- g) 役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や検査場所における衝立、カーテン等の設置等）を行う。
- h) 役務に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
- i) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側担当者に報告すること。

| 件名 | 定期健康診断の委託 |
|----|-----------|
|----|-----------|

6 個人情報保護

- a) 契約相手方は、個人情報の漏洩防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- b) 契約相手方は、本契約の履行に際し、知りえた秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- c) 契約相手方は、本契約により発生した個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
- d) 官側は、特に必要と認めた場合は、契約相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求めることができる。

7 基地内共通事項

- a) 契約相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下“監督官等”という。）の指示に従わなければならない。
- b) 役務に必要な電力の使用については、官側が支援するものとし、監督官等の指示を受けた上で、必要最小限の範囲で契約相手方は支援を受けることができるものとする。
- c) 契約相手方は、基地内において役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
- d) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- e) 基地内における撮影、録音については認めない。

8 仕様書の疑義

本仕様書に記載されていない事項で、関連法令上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整の上、指示を受けるものとする。

9 損害の解決

- a) 役務に当たっては、他の物品や施設に損害を与えないようにし、万一損害を与えた場合は、契約相手方の責により回復するものとする。
- b) 役務に関し事故が発生した場合は、契約相手方が速やかにその内容を官側に報告するものとする。

10 基地内への立入り制限

以下に示す「国又は地域」に該当する者の立ち入りは認めない。

発注者との契約に違反する行為を求められた場合、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者

国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者

| | |
|----|-----------|
| 件名 | 定期健康診断の委託 |
|----|-----------|

11 その他

許可なく本仕様書の複製，関係者以外への貸出を厳禁とし，契約履行後，速やかに破棄するものとする。

定期健康診断実施項目

| No | 件名 | 実施項目 |
|----|---|--|
| 1 | 問診（全隊員） | 各検診項目について、問診及び理学的検査 |
| 2 | 尿検査（全隊員） | 検尿試験紙法で実施（尿糖、尿蛋白、尿潜血） |
| 3 | 身体計測（全隊員） | （1）身長、体重、腹囲（へその位置）及びBMI （2）遠距離視力検査 裸眼又は眼鏡等で計測 |
| 4 | 循環器及び肝機能検診（20、25、30歳及び35歳以上並びに腹囲男性85cm、女性90cm以上又はBMI25以上の者） | （1）血圧（上腕部を座位で測定） （2）心電図（12誘導） （3）血算（白血球、赤血球、血色素量、ヘマトクリット血小板） （4）生化学（TG、HDL、LDL、GLU、UA、BUN、CREA） （5）肝機能（AST、ALT、 γ -GTP） （6）血液型検査（ABO式オモテウラ血液型検査（Rh含む）） （7）ヘモグロビンA1c（（4）においてGLUが官側が定める基準値を超えた場合） |
| 5 | 免疫学検査 | HBs抗原／CL、HBs抗体／CL |
| 6 | 結核検診（全隊員） | 胸部X線撮影、読影を含む。 |
| 7 | 大腸がん検診（40歳以上の隊員） | 便潜血ラテックス法（2回法） |
| 8 | 肺がん検診（40歳以上の隊員） | （1）胸部X線撮影（結核検診と兼ねるものとする）、2名の医師の読影を含む。 （2）喀痰細胞診（問診票で喫煙指数600以上の者） |
| 9 | 胃がん検診（50歳以上の隊員、2年に1回（西暦偶数年度）） | 胃部X線撮影（バリウム） |
| 10 | 性病検査（全隊員、3年に1回） | 血清RPR定性法 |

代理人用

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 定期健康診断等の委託

代理人使用印鑑



令和8年6月30日

契約担当官
航空自衛隊第3航空団
会計隊長 長谷川 拓生 殿

住所
会社名
代表者名

印